

教育研究費管理推進委員会要項

平成19年10月25日
運営会議決定

改正 平成26年12月25日

(設置)

第1条 本学の教育研究費を適正に使用、管理し、不正使用、不正経理による事故を未然に防止するため、国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針（平成19年5月学長決定）第3項に基づき、学長の下に教育研究費管理推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究費に係る不正を発生させる要因の把握に関すること。
- (2) 不正防止計画の策定に関すること。
- (3) 不正防止計画の推進に関すること。
- (4) その他教育研究費の不正防止に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項（平26年12月25日学長決定）で定める統括管理責任者（教育担当副学長、研究担当副学長、財務担当副学長）
- (2) 財務担当副学長が指名する教員 若干人
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 教育推進部長
- (6) 研究推進部長
- (7) 産学連携部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、財務担当副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第5条 第3条第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(不正防止計画の推進)

第7条 委員会は、不正防止計画を策定した場合は、本部部局（施設部、学生部を除く。以下「実施部門」という。）に提示し、その推進に努めなければならない。

(不正防止計画の実施)

第8条 実施部門は、委員会が策定した不正防止計画を誠実に実施、指導するものとし、その措置内容を委員会に報告しなければならない。

(モニタリング)

第9条 監査室は、不正防止計画の実施状況、浸透状況について、適宜監査するとともに、必要に応じ監査結果を委員会に報告し、是正措置を求めることができる。

(コンプライアンス管理者の調査結果の報告)

第10条 学長は、国立大学法人筑波大学コンプライアンス推進規則第15条に基づく調査結果の報告を受けた場合、その内容が教育研究費の不正使用に関することであるときは、委員会に報告し、是正措置を講ずるよう指示することができる。

(調査結果の不正防止計画への反映)

第11条 委員会は、前条の指示を受けたときは、調査結果を分析し、同様の不正使用が再発しないよう不正防止計画に反映させるとともに、その推進に努めなければならない。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、財務部財務制度企画課が行う。

付 記

この要項は、平成19年10月25日から実施する。

付 記

この要項は、平成26年12月25日から実施する。